

奈良県告示第十号

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十七条第一項第一号の規定により道路管理者である奈良県に代わってその権限を行う奈良県道路公社は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、平成三十一年三月三十一日道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三〇八号
- 三 道路の区域

区間	区域変更の前後別		敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
生駒市西畑町一〇 七八番一の一先か ら	前				
奈良市三条大路二 丁目五六三番七先 まで	A	B	二・一 ） 一一五・六	一五、八六五	
生駒市鬼取町六五 五番一から 奈良市宝来四丁目 四八一番三まで			二〇・〇 ） 一八〇・〇	九、六〇〇	第二阪奈有料 道路
生駒市西畑町一〇 七八番一の一先か			二・一		

ら 奈良市三条大路二 丁目五六三番七先 まで	後	A	一 二五・六	一五、 八六五	
---------------------------------	---	---	-----------	------------	--